

## ○石狩市表彰条例施行規則

昭和52年3月31日規則第4号

別表（第2条関係）

| 表彰の区分 |         | 表彰の対象   | 在職年数等 |
|-------|---------|---|-------|
| 功勞表彰  | 自治功勞章   | (1) 市長  | 12年以上 |
|       |         | (2) 市議会議員                                       | 12年以上 |
|       |         | (3) 副市長又は教育長                                    | 12年以上 |
|       |         | (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定による各種委員         | 18年以上 |
|       |         | (5) その他地方自治の発展に貢献し、特に功勞が顕著である者                  |       |
|       | 産業経済功勞章 | (1) 農林、水産、畜産又は商工関係団体の役員                         | 20年以上 |
|       |         | (2) 農林業、水産業、畜産業又は商工業の発展に多年にわたり貢献し、その功勞が顕著であるもの  | 20年以上 |
|       |         | (3) その他産業経済の振興について、特に功勞が顕著であるもの                 |       |
|       | 教育文化功勞章 | (1) 学校教育の振興に多年にわたり尽力し、その功勞が顕著であるもの              | 20年以上 |
|       |         | (2) 社会教育の振興に多年にわたり尽力し、その功勞が顕著であるもの              | 20年以上 |
|       |         | (3) その他教育文化の発展向上に寄与し、その功勞が顕著であるもの               |       |
|       | スポーツ功勞章 | スポーツの普及進展に関し多年にわたり尽力し、その功勞が顕著なもの                |       |
|       | 社会福祉功勞章 | (1) 民生委員児童委員                                    | 20年以上 |
|       |         | (2) 社会福祉関係団体の役員                                 | 20年以上 |
|       |         | (3) 社会福祉、保健衛生その他厚生行政に尽力し、その功勞が顕著なもの             |       |
|       | 市民活動功勞章 | (1) 町内会長若しくは自治会長又は連合町内会連絡協議会若しくは連合町内会の役員        | 10年以上 |
|       |         | (2) 防犯又は交通安全関係団体の役員                             | 20年以上 |
|       |         | (3) 平和、環境、国際交流等の社会活動を通して、地域社会の発展に貢献し、その功勞が顕著なもの |       |
|       |         | (4) その他市民活動の推進に貢献し、その功勞が顕著なもの                   |       |